

村上市監査委員公表第1号

平成26年度 財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので同条第9項の規定により公表します。

平成27年2月17日

村上市監査委員

種 部 義 秋

佐 藤 重 陽

財政援助団体監査報告書

- 1 監査の期間 平成26年10月15日～平成26年11月19日
平成26年11月21日～平成27年 1月29日

2 監査実施団体及び期日

平成25年度に交付した補助金、交付金、負担金の被補助団体を対象とし、次の団体について監査を実施した。(法令によるものや、他の地方公共団体等を含めて構成している団体への負担金を除く。)

監査実施団体（補助金等の名称）	聴取実施期日
村上市農業再生協議会（農業再生協議会等活動支援事業補助金）	11月19日
村上市農業再生協議会（水田利活用推進事業補助金）	
村上市農業再生協議会（村上市農業再生協議会負担金）	
青砥武平治生誕300年祭実行委員会（青砥武平治生誕300年祭負担金）	
村上市健民少年団本団（青少年健全育成関係団体活動補助金）	12月 1日
村上市緑の少年団育成会（青少年健全育成関係団体活動補助金）	
笹川流れマラソン大会実行委員会（笹川流れマラソン大会負担金）	
かみはやし穀菜マラソン実行委員会（かみはやし穀菜マラソン大会負担金）	
朝日駅伝大会実行委員会（朝日駅伝大会負担金）	

3 監査の場所

村上市役所 監査委員室

4 監査の方法

平成25年度に財政援助をした団体についての資料を所管課から提出させた。

提出資料件数は補助金、交付金で238件、負担金で34件であったが、この中から前出の補助金4件、負担金5件を抽出して監査を行った。

監査の内容は、市補助金等交付規則による交付申請及び事業実績報告等の事務処理が適正に行われ、かつ補助金等が交付目的に沿って適正に支出されているかなどについて、所管課職員の出席を求め業務内容等の説明を受けるとともに関係書類の点検を行った。

5 監査の結果

①共通事項

○補助金等の申請等について

各団体とも、補助金等の交付申請書及び事業実績報告書等の関係書類は、市補助金等交付規則に定められたとおり適正に事務処理が行われており良好であった。

②個別事項

○村上市健民少年団

青少年健全育成関係団体活動補助金を村上市健民少年団本団で受け、各地区団へ補助金として支払っていたが、各地区団の会計処理が統一されていなかった。

補助金の適正な執行を確認するためにも、所管課においては、適切な指導に努めていただきたい。

○青砥武平治生誕300年祭実行委員会

○村上市緑の少年団育成会（山北緑の少年団）

○かみはやし穀菜マラソン実行委員会

実行委員会事務局職員等が立替払いを行った領収書に基づき、事後に支出決定を行い、精算を認めているものが多数見られた。

支出の決定については、支払行為の前に行うことを原則とすべきであり、予算の計画的かつ適正な執行を確保する観点から、支払行為の前に行い、立替払はやむを得ない場合に限定するよう取り組まれない。